

## **児童手当などの手続をしましょう!**



	受給資格者など	請求者の所得制限限度額 (給与所得控除後)				手当の月額など		申請に必要なもの
児童手当	小学校6年生までの児童を養育している人	所得制限限度額は、請求者の加入している 年金や、扶養人数などによって異なります。 また、児童手当の所得額の計算では、所得 から控除されるものもあります。				[3歳未満] 一律1万円 [3歳以上小学校6年生まで]		●印鑑 ●申請者名義の預金通帳 (郵便局以外) ・申請者の健康保険証ま たは、年金加入証明書
		扶養 国民年金加入者・ 人数 年金未加入者など		厚生年金・共済・ 船員保険加入者など	1 人目・2 人目の児童 5,000円 3 人目以降の児童 1 万円		には、千並加入証明書 (用紙は子育て支援課で配布) ※申請内容により、ほか のものが必要になる場 合があります。	
		2人 536万円		608万円				
		4人 612万円		684万円				
児童扶養手当	離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父親がいない、または父親が重度の障害の状態にある、18歳以下の児童(18歳に達した最初の3月31日まで)を監護している母で、事実上婚姻関係のない人、または養育者で公的年金を受給していない人 ※必ず申請者本人が手続をしてください。	支給区分		听得限度額			•母子家庭などの証明書	
		全部支給		. 例:扶	養人数2人の場合 95万円	児童1人   4万1,720円	2人目の児童 5,000円増 3人目以降 1人につき 3,000円増	●戸籍謄本 ●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ※申請内容により、ほか のものが必要になる場 合があります。
		一部支給 例:抗			養人数2人の場合 268万円	児童1人所得 に応じて 4万1,710円 ~9,850円		
母子家庭等医療	・20歳未満の児童を扶養している母子 (父子)家庭の母(父)と児童 ・20歳未満で両親のいない家庭の児童 ・配偶者の身体に障害がある家庭の母 (父)と20歳未満の児童	所得税が課せられていない世帯				給 付 額		●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ※申請内容により、ほか のものが必要になる場 合があります。
						保険診療分から付加給付 額及びそのほか補てんさ れた医療費を控除した額		
医療費	小学校就学の始期から義務教育修了ま での母子家庭などの児童で、1回の入 院が14日を超えた場合	制限なし						●印鑑 ●健康保険証 ●申請者名義の預金通帳 ●領収書
こども医療費	対象年齢		自己負担金					
	0歳〜小学校2年生修了前 (8歳に達した最初の3月31日まで)	通院の場合				入院の場合		●印鑑 ●母子手帳 ●健康保険証 ※申請内容により、ほか のものが必要になる場 合があります。
		1回 500円 (500円に満たない場合はその額) 1か月 4 回まで自己負担 5回目以降は自己負担金なし				1 日 500円		
		処方せんの交付により薬局へ行った場合は、 ません。				薬局での自己負担金はあり		

※既に申請を済ませている人は、手続の必要はありません。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

## もっと働きたいお母さんを応援します! 母子家庭の母の就労支援事業

母子家庭の母の就労を支援する事業として、市は2 つの事業を実施しています。

## ①自立支援教育訓練給付金

パソコン、ホームヘルパー、医療事務などの指定講 座の受講料20%に相当する額を支給します(上限10 万円、下限4,000円)。

## ②高等技能訓練促進費

看護師、保健師、助産師などの国家資格取得のため に2年以上修業する場合に、修業期間の最後の3分の 1の期間(12か月を限度)、月額10万3,000円を支給し ます(平成20年度入学者から、市民税非課税世帯は10万3,000円、課税世帯は5万1,500円になります。また、入学支援修了一時金も支給します)。

※12ともに児童扶養手当 受給者、または同様の所

得水準にある母子家庭の母が対象です。必ず事前に、 子育て支援課へお問い合わせください。



予育て支援課 ☆55-2738 ∞51-0247 ☐fu-kosodate@div.city.fuji.shizuoka.jp